

特定非営利活動法人を解散する場合の手続きについて

解散する場合には、解散の事由に応じて、それぞれの流れにより手続きを行うこととなります。

NPO法人の解散

【解散の事由】

- ①社員総会で「解散」を決議した場合
 - 解散の議決は、社員総数の 3/4 以上の議決が必要
 - 残余財産の譲渡先を議決
 - 清算人の選任を議決
- ②定款で定めた解散事由が生じた場合
- ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の場合（見込みがなくなった場合）
 - 解散認定申請書（様式第 10 号）に成功の不能の事由を証する書面を添えて市に提出
 - 市は、事業の成功が見込めないことを確認した場合には、解散を認定。
 - 市は、解散を認定した通知を交付する。
- ④社員の欠乏の場合（社員が一人もいなくなった場合）
- ⑤他の特定非営利活動法人与合併した場合
- ⑥支払が不能となった又は債務超過により破産手続開始の決定を受けた場合
- ⑦法令違反により、所轄庁から認証を取り消された場合
（事業報告書等を 3 年間未提出、所轄庁からの改善命令に従わない場合など）



①～④・⑦の場合

項 目	内 容	手 続 き 等
清算人就任	清算人の就職	○原則として理事が就任。定数に別段の定めがあるとき又は総会の決議等において、理事以外の者の選任も可能。
解散登記	「解散」及び「清算人」を登記	○清算人に就職した者は、2 週間以内に福島地方法務局において「解散」及び「清算人の就職」を登記する。 ※登記後、解散届の添付用として「登記事項証明書」を一通取得する。
解散届	解散届を市に提出	○清算人は、解散届出書（様式第 11 号）を市に提出する。 ※解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書を添付。
関係機関への届出	関係官公署への届出	○法人解散に伴い、市市民税課への届出が必要です。また、福島税務署、県北地方振興局県税部等へも届出が必要となる場合があります。 ※必要となる届出書類等は個別に確認する。

項 目	内 容	手 続 き 等
解散の公告	定款で定めた方法で解散を公告（債権者保護）	○清算人就職の日から２か月以内に１回、解散公告を掲載。 ※平成１８年度の民法改正により「官報」での公告は必須。 ○自明の債権者には個別に催告する。 <参考> 官報掲載１回あたり約３万円 ※詳しくは福島県官報販売所（西沢書店）にお問い合わせください。電話 024-522-0161
清算・結了	清算	○全ての資産を現金化するか代物返済等により債権者に返済する。 ○債務者に対しては、債権を回収する。 ※この時点で債務超過（資産＜債務）となったときは、「破産（破産手続開始の決定）」の手続きに移行する。 ※清算の途中で清算人が交代した場合は、清算人就任届（様式第１２号）に清算人を登記したことを証する登記事項証明書を添付のうえ、市に提出する。
	清算の結了	○初回の解散公告から２か月を過ぎた後、債権者・債務者との清算を完了する。
税務申告等	税務申告と納税	○解散法人が収益事業を行っていた場合は、清算財産に対し、法人税、法人県民税、市町村民税等が賦課されることもありますので、申告納税が必要となる場合があります。（必要となる手続き等は個別に確認してください。）
残余財産の処分	残余財産の譲渡	○残余財産がある場合は、定款の定め、又は解散総会で定めた譲渡先とした法人・団体等へ譲渡する。 ○譲渡先が決まっていない場合は、清算人は「国」又は「地方公共団体」から譲渡先を定め、残余財産譲渡認証申請書（様式第１３号）を市に提出する。 ※清算人から残余財産譲渡認証申請書の提出がなければ、国に譲渡することになります。 ○清算人は、市から認証通知の交付を受け、残余財産を譲渡する。
結了登記	清算結了の登記	○清算人は、福島地方法務局において「清算結了」を登記する。 ※登記後、清算結了届の添付用として「登記事項証明書」を一通取得する。
清算結了届	清算結了届を市に提出	○清算結了届出書（様式第１４号）を市に提出する。 ※清算結了を登記したことを証する登記事項証明書を添付。

⑥破産（破産手続開始の決定）の場合

破産の場合、破産法に基づき、解散前若しくは解散後に次のとおり事務処理を行うことになりますが、詳細については裁判所で確認してください。

なお、破産の場合は、基本的に裁判所の管轄となりますが、市に対し「解散届出書（様式第 1 1 号）」及び「清算終了届出書（様式第 1 4 号）」の提出が必要となります。

項 目	内 容	手 続 き 等
破 産 手 続 開 始の申立て・ 決定	破産手続開始の申立て	○福島地方裁判所に対して、理事や債権者が申立てを行う。なお、清算の段階で判明した場合は、清算人が申立てを行う。
	財産の保全処分	
	破産手続開始の決定	○福島地方裁判所にて破産手続開始が決定される。
	破産管財人の選任	○福島地方裁判所にて破産管財人が決定される。
解散届	解散届を市に提出	○清算人（破産管財人）は解散届出書（様式第 1 1 号）を市に提出する。 ※解散及び清算人（破産管財人）を登記したことを証する登記事項証明書を添付。
破 産 事 務 作 業・終結	破産事務作業	○清算人（破産管財人）は、破産債権の届出、調査、債権確定のための裁判手続き等を実施する。 ※清算の途中で清算人（破産管財人）が交代した場合は、清算人就任届（様式第 1 2 号）に清算人（破産管財人）を登記したことを証する登記事項証明書を添付のうえ、市に提出する。
	配当	○破産管財人は、債務者の総財産を換価し、債権者に公平に分配する。
	破産手続終結の決定	
終了届	終了届を市に提出	○破産手続が集結した時点で、清算終了届（様式第 1 4 号）を市に提出する。 ※清算終了を登記したことを証する登記事項証明書を添付。

⑤合併の場合

項 目	内 容	手 続 き 等
社員総会	社員総会の開催（合併前の各法人及び合併後の法人）	○社員総数の4分の3以上の多数の議決による「合併」の承認が必要。（ただし、議決数の割合は定款の定めによる）
認証申請	合併認証申請を市に提出	○合併認証申請書（様式第15号）を市に提出する。 ※申請書ほか定款等の必要書類を添付
合併認証	合併認証書の交付	○市から合併認証書の交付を受けます。
合併公告・会計書類の縦覧	定款で定めた方法で合併を公告し、会計書類等を法人事務所で縦覧	○合併認証書の交付を受けた日から2週間以内に、定款で定めた方法により合併公告を掲載する。 ※「官報」での公告は必須。 ○自明の債権者については個別に催告する。 <参考> 官報掲載1回あたり約3万円 ※詳しくは福島県官報販売所（西沢書店）にお問い合わせください。電話 024-522-0161 ○合併認証書の交付を受けた日から2週間以内に、「財産目録」及び「貸借対照表」を作成し、事務所に備え置く。
	異議申立ての受付・債権者への弁済	○債権者からの異議申立てを2か月以上受付する。 ○債権者に対し、弁済、担保提供、財産信託等により実施する。
合併の承認	合併の承認	○合併の公告から異議申立てがなく2か月満了した時点で合併が承認される。
合併の登記	合併の登記	○合併の公告から2か月が過ぎ、債権者への弁済が終了した段階において、合併を登記する。 ※登記後、合併登記完了届の添付用として「登記事項証明書」を一通取得する。
合併登記完了届	合併完了届出書を市に提出	○合併完了届出書（様式第16号）を市に提出する。 ※合併当初の財産目録及び合併を登記したことを証する登記事項証明書とその写しを添付。